

美里町復旧・復興計画

～オール美里で再スタート&再チャレンジ!～

平成 29 年 3 月

美 里 町

目次

第1章 熊本地震及び豪雨災害の状況.....	1
1. 熊本地震及び豪雨災害の概要	1
(1) 熊本地震.....	1
(2) 豪雨災害.....	1
2. 本町における熊本地震及び豪雨の状況.....	1
(1) 地震の概況.....	1
(2) 豪雨の概況.....	2
(3) 熊本地震の経過.....	2
(4) 豪雨災害の経過.....	3
3. 本町における被災状況（平成29年1月31日現在）	3
(1) 住民の被害状況等.....	3
(2) 経済基盤等の被害状況.....	4
4. 被災者への支援状況（平成29年1月31日現在）	6
第2章 計画策定にあたって	7
1. 計画策定の趣旨	7
2. 計画の位置づけ	7
3. 計画期間の考え方.....	8
第3章 美里町復旧・復興方針	8
1. 復旧・復興の基本方針	8
2. 計画実現に向けた基本目標	10
3. 計画の施策体系	11
第4章 目標別計画.....	12
基本目標1 住まいと暮らしの再建	12
1. 復旧・復興に向けての課題	12
2. 復旧・復興に向けての主要施策.....	12
(1) 住宅の再建支援.....	12
(2) 生活支援の充実.....	13
1. 復旧・復興に向けての課題	14
2. 復旧・復興に向けての主要施策.....	15
(1) 社会基盤施設の早期復旧と災害に強い環境整備	15
(2) 公共施設の復旧・復興.....	16
(3) 自治公民館や文化財の復旧・復興	17
基本目標3 地域経済の復興	17
1. 復旧・復興に向けての課題	17
(1) 農林業の復旧・復興	18
(2) 商工業の復旧・復興	18
(3) 観光産業の復旧・復興.....	19
基本目標4 防災力の強化	19
1. 復旧・復興に向けての課題	19
2. 復旧・復興に向けての主要施策.....	20
(1) 防災体制の強化・充実.....	20
(2) 住民や地域における防災力の向上	20
(3) 防災拠点の強化と避難所の充実.....	21

第5章 復旧・復興の推進.....	22
1. 計画の推進体制	22
2. 持続可能な財政運営と整合する復旧・復興計画の推進.....	22
3. 復旧・復興実施計画による計画的な推進	22

第1章 熊本地震及び豪雨災害の状況

1. 熊本地震及び豪雨災害の概要

(1) 熊本地震

熊本県を中心とした九州地方で、平成 28 年 4 月 14 日夜に最大震度 7 の地震が発生し、16 日未明にも再び最大震度 7 の地震が発生しました。熊本県では現在の気象庁震度階級では最も大きい震度 7 の大地震が二度に渡り続くという、現震度階級が制定されてから観測記録上では経験したことのない大地震による大災害に見舞われました。

この一連の地震により、熊本県全域において、多くの尊い命が失われるとともに、住民の貴重な財産と、生活を支える公共施設や道路等のインフラにも甚大な被害を受けました。

また、県内の自治体が開設した避難所への避難者数も最大で約 180,000 人に上りました。

(2) 豪雨災害

地震の被害に追い打ちをかけるように、平成 28 年 6 月 18 日から 23 日にかけて、活発化した梅雨前線の影響で大気の状態が不安定となり、猛烈な雨が降りました。特に 20 日夜遅くから 21 日未明にかけて短時間での猛烈な雨となり、本町に隣接する甲佐観測局では、国内観測史上 4 位となる 1 時間に 150.0 ミリを記録しました。

この大雨により、熊本県内では、死者 6 名、負傷者 4 名、家屋の全半壊が 5 棟、床上・床下浸水が約 970 棟など、甚大な被害を受け、8 月 18 日に本町を含む 5 町村が激甚災害（局激）の指定を受けました。

2. 本町における熊本地震及び豪雨の状況

熊本地震では、本町においても震度 6 弱を 1 度、5 強を 2 度記録し、住家、インフラ等に甚大な被害を受けました。

また、ライフラインも被害を受け断水や停電が発生し、避難所には最大で約 3,000 名以上が避難し、車中泊で避難される状況も長期間にわたりました。

豪雨災害では、平成 28 年 6 月 20 日夜遅くから 21 日未明にかけて猛烈な雨が降り、町内の砥用観測局では、20 日 23 時から 21 日 1 時までの 2 時間で降雨量が 178 ミリを観測しました。

その雨により、道路、河川などのインフラが被害を受けるなど、甚大な被害を受けました。

(1) 地震の概況

【前震】

発生時刻	平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分
震源地	北緯 32.7 度 東経 130.8 度 深さ 11 km
規模（マグニチュード）	M 6.5
最大震度	震度 7
美里町の震度（美里町馬場、美里町永富）	震度 5 強

【本震】

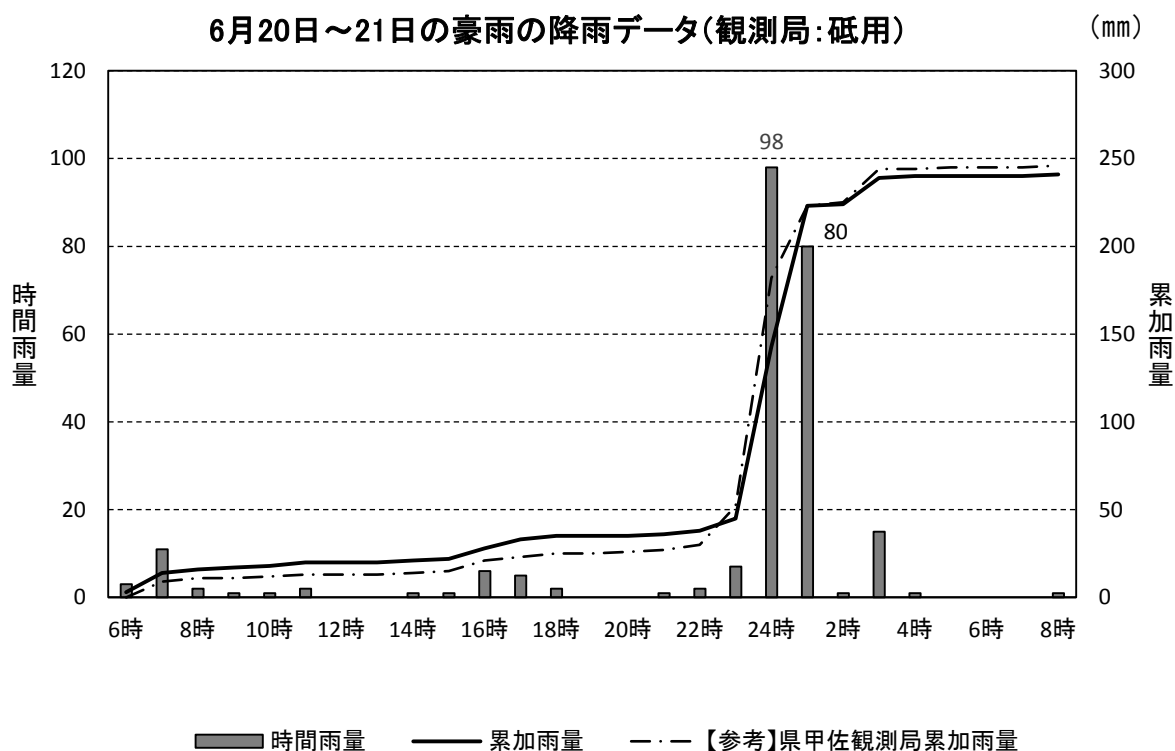
発生時刻	平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分
震源地	北緯 32.7 度 東経 130.8 度 深さ 12 km
規模（マグニチュード）	M 7.3
最大震度	震度 7
美里町の震度（美里町馬場、美里町永富）	震度 6 弱

【本町における地震の回数】（平成 29 年 1 月 31 日現在）

震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	震度 4	震度 3	震度 2	震度 1
1	2	0	17	43	158	392

(2) 豪雨の概況

観測日	平成 28 年 6 月 20 日～21 日		
観測局	砥用		
災害発生時の 最大時間雨量	20 日 23 時～24 時	98 ミリ	2 時間雨量 178 ミリ
	21 日 0 時～ 1 時	80 ミリ	



(3) 熊本地震の経過

- 4 月 14 日 熊本地震前震発生、美里町で震度 5 強を観測 (21 時 26 分)
美里町で震度 4 を 6 度観測
- 4 月 15 日 美里町で震度 5 強を観測 (0 時 03 分)
砥用西部地区簡易水道清水水系濁り発生により断水
美里町で震度 4 を 2 度観測
- 4 月 16 日 熊本地震本震発生、美里町で震度 6 弱を観測 (1 時 25 分)
美里町災害対策本部設置
町避難所開設 (役場中央庁舎、砥用中学校体育館、湯の香苑)
町内全域に避難勧告発令 (16 時 00 分)
砥用西部地区簡易水道清水水系原水槽破壊
砥用西部地区簡易水道永富水系濁りにより使用制限
名越谷社会教育センター、坂貫農山村広場に自衛隊給水車配備 (2 日間)
震災ゴミ受け入れ開始 (役場中央庁舎裏・役場砥用庁舎駐車場)

- 美里町で震度 4 を 8 度観測
- 4 月 17 日 下中郡地区、下坂貫地区を除き避難勧告解除（13 時 45 分）
- 4 月 18 日 砥用西部地区簡易水道清水水系使用制限
役場砥用庁舎駐車場、坂貫農山村広場に給水車配備（4 月 30 日まで）
- 4 月 21 日 大雨により町内全域に避難勧告発令（10 時 15 分）
避難所の追加（自主避難所として B&G 海洋センター体育館、中央公民館を追加）
砥用西部地区簡易水道永富水系復旧
- 4 月 22 日 下中郡地区、大井早山瀬地区を除き避難勧告解除（15 時 00 分）
- 4 月 24 日 大井早山瀬地区避難勧告解除（15 時 00 分）
- 4 月 25 日 広報みさと号外発行開始
- 4 月 27 日 砥用西部地区簡易水道清水水系原水槽修理完了
- 5 月 1 日 砥用西部地区簡易水道清水水系復旧
- 5 月 4 日 応急仮設住宅申請受付開始
- 5 月 10 日 避難所の追加（自主避難所として役場砥用庁舎を追加）
- 5 月 11 日 避難所の変更（老人福祉センター及び湯の香苑を 2 次避難所、役場中央庁舎を自主避難所へ変更）
- 5 月 20 日 住宅の応急修理申請受付開始
- 6 月 1 日 被災家屋の解体申請受付開始
- 6 月 21 日 災害義援金受付開始
- 6 月 30 日 災害義援金送金開始
- 7 月 20 日 応急仮設住宅入居開始（役場中央庁舎仮設団地 1）
- 7 月 22 日 下中郡地区避難勧告解除（13 時 00 分）
- 8 月 14 日 応急仮設住宅入居開始（役場砥用庁舎仮設団地）
- 9 月 30 日 美里町災害対策本部解散
- 10 月 7 日 応急仮設住宅入居開始（役場中央庁舎仮設団地 2）
- 10 月 21 日 応急仮設住宅入居開始（くすのき平仮設団地）
- 11 月 7 日 全避難所閉鎖

（４）豪雨災害の経過

- 6 月 20 日 町内全域に避難勧告発令（22 時 35 分）
砥用観測局で最大時間雨量 98 ミリを観測（23 時～24 時）
- 6 月 21 日 砥用観測局で最大時間雨量 80 ミリを観測（0 時～1 時）
砥用東部地区簡易水道水源土砂堆積により断水
熊本市の給水車により砥用東部地区を巡回（6 月 24 日まで）
大遠集会所に給水車配備（6 月 24 日まで）
- 6 月 23 日 町内全域避難勧告解除（20 時 15 分）
- 6 月 25 日 砥用東部地区簡易水道復旧

3. 本町における被災状況（平成 29 年 1 月 31 日現在）

（１）住民の被害状況等

ア. 人的被害

(町総務課調べ)

	死者・行方不明者	重傷者	軽傷者
熊本地震	0	5	1

※豪雨災害：人的被害なし

イ. 家屋被害状況

i) 熊本地震（棟）※り災証明書交付件数 (町総務課調べ)

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部損壊	計
住 家	17	42	202	580	841
住家以外	22	15	108	123	268
計	39	57	310	703	1,109

ii) 豪雨災害（件） (町総務課調べ)

	全壊（流出）	半壊（土砂流入）	床上浸水	床下浸水
被害状況	1	7	10	47

(2) 経済基盤等の被害状況

ア. 農業分野

i) 熊本地震 (町経済課調べ)

種類		箇所数等	被災内容
農地	水田	90 箇所	陥没・段差・亀裂・畦畔崩壊
	畑	13 箇所	
農業用 施設	水路	30 箇所	陥没・段差・亀裂・畦畔崩壊
	農道	38 箇所	
	ため池	0 箇所	

ii) 豪雨災害 (町経済課調べ)

種類		箇所数等	被災内容
農地	水田	1,323 箇所	陥没・畦畔崩壊
	畑	81 箇所	
農業用 施設	水路	47 箇所	陥没・畦畔崩壊
	農道	82 箇所	
	ため池	5 箇所	

イ. 林業分野

i) 熊本地震 (林務観光課調べ)

区 分	路線数等	箇所数等	被災内容
林道	8 路線	25 箇所	路面流出、法面崩壊、土砂堆積、路肩崩壊

ii) 豪雨災害

(林務観光課調べ)

区 分	路線数等	箇所数等	被災内容
林道	12 路線	56 箇所	路面流出、法面崩壊、土砂堆積、路肩崩壊
作業道	9 路線	9 箇所	路面流出、法面崩壊、土砂堆積、路肩崩壊

ウ. 商工業分野

i) 建物 (件)

(町商工会調べ)

区 分	全 壊	半 壊	一部損壊	計
店舗・工場等	2	6	63	171

ii) その他被災状況 (件)

(町商工会調べ)

区 分	車両	機械・什器・備品	商品・材料等	計
店舗・工場等	35	82	66	183

エ. 道路、橋りょう、河川

i) 熊本地震

(町建設課調べ)

区 分	路線数等	箇所数等	被災内容
町道災害	35 路線	41 箇所	路面流出、法面崩壊、路肩決壊等
橋りょう災害	1 路線	1 箇所	第二二俣橋 (石橋崩壊)

ii) 豪雨災害

(町建設課調べ)

区 分	路線数等	箇所数等	被災内容
町道災害	69 路線	131 箇所	路面流出、法面崩壊、路肩決壊等
河川災害	27 河川	61 箇所	護岸決壊、土砂堆積、河床洗掘等
橋りょう災害	1 路線	1 箇所	下鶴橋 (高欄損傷)

オ. 生活基盤

i) 熊本地震

種 類	供給戸数	断水・停電戸数	断水・停電率
上水道断水 (町水道衛生課調べ)	1,845 戸	1,104 戸	59.8%
停電 (九州電力調べ)	6,400 戸	2,900 戸	45.3%

ii) 豪雨災害

種 類	供給戸数	断水・停電戸数	断水・停電率
上水道断水 (町水道衛生課調べ)	1,845 戸	741 戸	40.2%

4. 被災者への支援状況（平成 29 年 1 月 31 日現在）

ア. 仮設住宅（世帯） （町福祉課調べ）

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	計
計	5	16	20	41

イ. みなし仮設（世帯） （町福祉課調べ）

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	計
計	1	0	2	3

ウ. 応急修理申請数（棟） （町福祉課調べ）

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	計
計	1	7	91	99

エ. 被災者生活再建支援申請数（世帯） （町福祉課調べ）

区 分	全 壊	長期避難	大規模半壊	半壊解体	計
計	16	0	31	10	57

オ. 損壊家屋解体申請数（棟） （町水道衛生課調べ）

区 分	全 壊	大規模半壊	半 壊	計
住 家	17	39	102	158
住家以外	25	21	86	132
計	47	60	188	290

第2章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

熊本地震及び豪雨災害では、本町においても、震度6弱の激しい揺れや、猛烈な大雨が、家屋や道路など町内の建造物に多くの被害をもたらしました。

本町では、熊本地震本震発生後に災害対策本部を設置し、初期対応として、被害状況等の情報収集、住民の命を守るための避難の勧告、避難所の開設・運営、緊急的な生活支援、インフラの応急復旧等を実施し、その後、被災者の生活支援やインフラの本格的復旧を行い、豪雨災害でも同様に住民生活への影響を最小限に抑えるための措置を講じてまいりました。

今後は、本町において発生した被害や教訓を踏まえ、迅速な復旧と美里町の未来を見据えた復興に向け、住民と行政が総力をあげて取り組まなければなりません。

この「美里町復旧・復興計画」は、住民、行政及び関係団体が認識を共有し、早期の復旧・復興の実現に向けて取り組んでいくため、本町の復旧・復興への道しるべとして基本的な考え方を明らかにするとともに、取り組むべき主要施策や具体的な取組を体系的に定め、着実に推進していくために策定するものです。

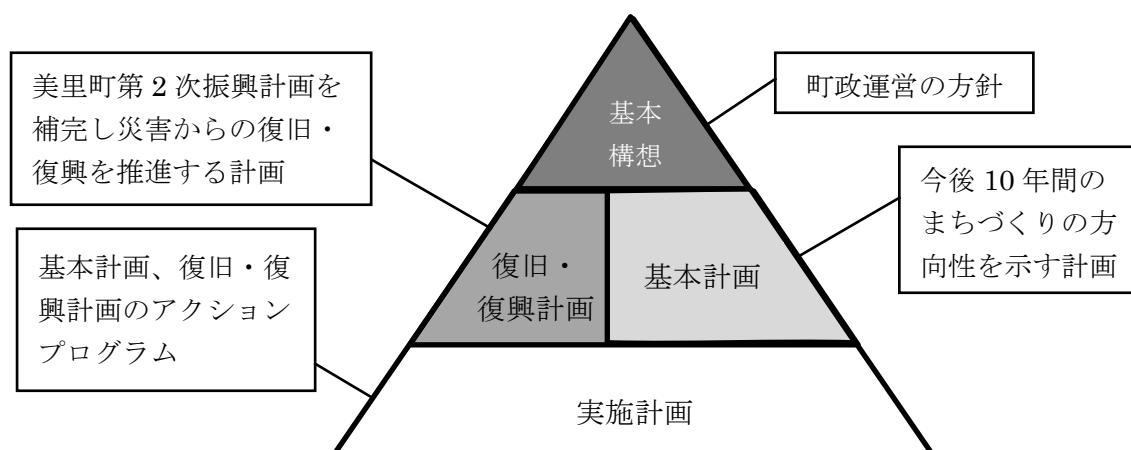
2. 計画の位置づけ

本町の最上位計画である美里町第2次振興計画に定めたまちづくりの将来像「小さくてもキラリと光る私たちのまちーやさしさと対話のまちづくりー」は、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興の取組みを進めるうえでも目指す姿に変わりはありません。美里町第2次振興計画を構成する美里町第2次振興計画前期基本計画に位置付けた施策、実施事業は確実に遂行していく必要があります。

この「美里町復旧・復興計画」は、美里町第2次振興計画を補完する計画として定め、基本計画の一部として総合的に推進するものです。

なお、本計画については、今回の熊本地震及び豪雨災害により被災したことに対し、復旧・復興を通じて本町のまちづくりをいち早く進めていくものであり、その他の災害全般における個別具体的な「防災・減災」への取組みについては「美里町地域防災計画」で対応するものとします。

【イメージ図：美里町第2次振興計画（震災後）】

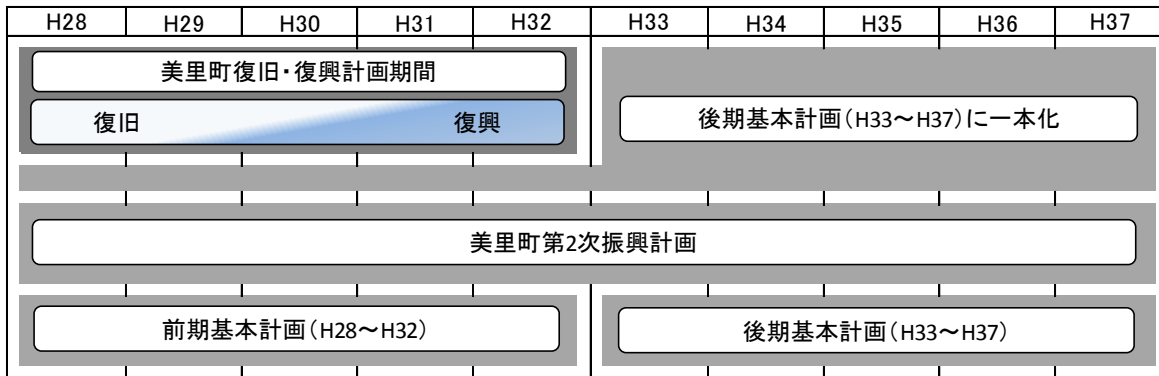


3. 計画期間の考え方

一日も早い復旧・復興を目指すとともに、美里町第2次振興計画を補完する計画として位置づけることから、計画の対象期間は平成28年度から前期基本計画の最終年度にあたる平成32年度までの5年間とします。

ただし、復興には5年以上の長期的な視点で取り組むべき課題も多いため、平成33年度以降も「美里町第2次振興計画後期基本計画（平成33年度～平成37年度）」に盛り込み、継続して取り組んでいきます。

【美里町復旧・復興計画の期間】



第3章 美里町復旧・復興方針

1. 復旧・復興の基本方針

本町では、平成28年3月に美里町第2次振興計画を策定し、「小さくてもキラリと光る私たちのまちーやさしさと対話のまちづくりー」を将来像に掲げ、今年度から協働社会の確立を目指した新たなまちづくりを始めました。

そのような中、今回の熊本地震及び豪雨災害により、町内全域において甚大な被害を受け、住民生活も直接的に大きな影響を受けるとともに、美里町第2次振興計画を推進する基盤も被害を受けました。

これらの災害からの一日も早い復旧・復興は全住民の願いでもあり、将来像実現に向けて再出発するうえでも、最優先に取り組まなければならない課題でもあります。

一刻も早く被災前の暮らしを取り戻すとともに、住み慣れた地域コミュニティの中で、全ての住民が、より安全で、より安心して暮らせる社会を形成するために、早期に復旧・復興を成し遂げ、美里町第2次振興計画に掲げる将来像「小さくてもキラリと光る私たちのまちーやさしさと対話のまちづくりー」の実現に向け、再挑戦していく必要があります。

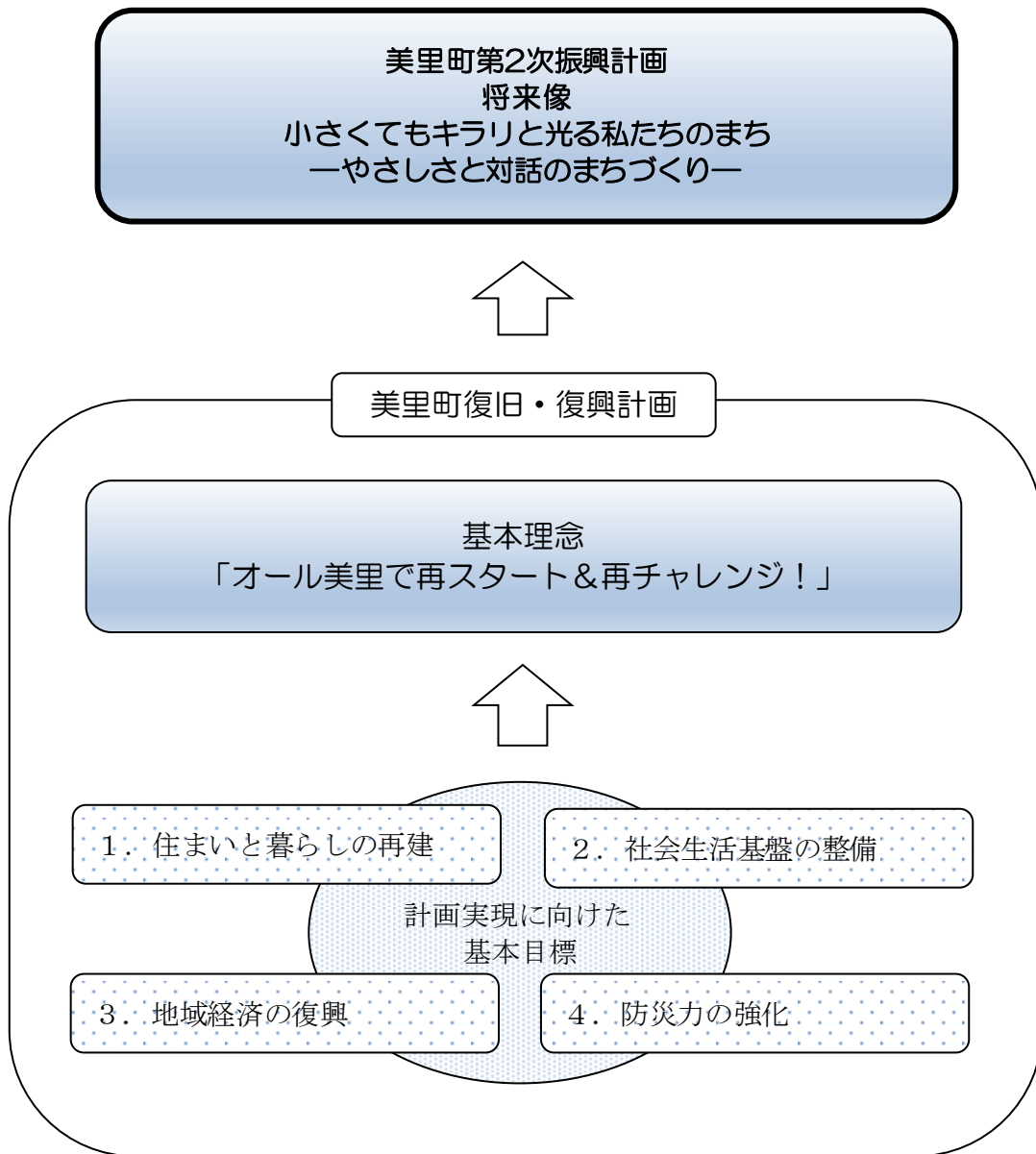
こうしたことにより、本計画においては「オール美里で再スタート&再チャレンジ！」を復旧・復興の基本理念と定め、復旧・復興を願う住民が安心と希望をもって生活できるように、町に関わる全ての方々や関係団体の力を結集してこの難局を乗り越えていきます。

以上のことを踏まえて、次の4つの基本目標を掲げます。

【計画実現に向けた基本目標】

- 基本目標 1 住まいと暮らしの再建
- 基本目標 2 社会生活基盤の整備
- 基本目標 3 地域経済の復興
- 基本目標 4 防災力の強化

【美里町復旧・復興計画の概念図】



2. 計画実現に向けた基本目標

基本目標1 住まいと暮らしの再建

住民の生活支援の充実を図るなど、被災者が一日も早く被災前と同様の暮らしに戻れるよう、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

特に、生活の基礎となる家屋が、全壊や半壊、一部損壊を含め多くが破損しているなか、住み慣れた地域で生活再建を図るための支援策を講じます。

また、医療・福祉、心のケア等ソフト面での対応を行い、被災者一人ひとりに着目した支援を行います。

基本目標2 社会生活基盤の整備

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、町内各所において被害を受けた道路、橋りょう等の交通網の早期復旧、河川、護岸などの危険個所の改善、緊急時の避難用道路の整備充実に努めます。

また、庁舎をはじめとする公共施設は、避難所として活用するなど、災害時の重要な拠点となるため、被災した公共施設の早期復旧・復興に努め、安全で安心な拠点として整備を進めます。

基本目標3 地域経済の復興

本町の基幹産業である農林業の生産活動の維持と、農林業経営の安定を図るため、今回被災した農地、農林業用施設等の一刻も早い復旧に努めます。また、地域商工業を被災前の状況以上に活性化させ、賑わいの創出に努めます。

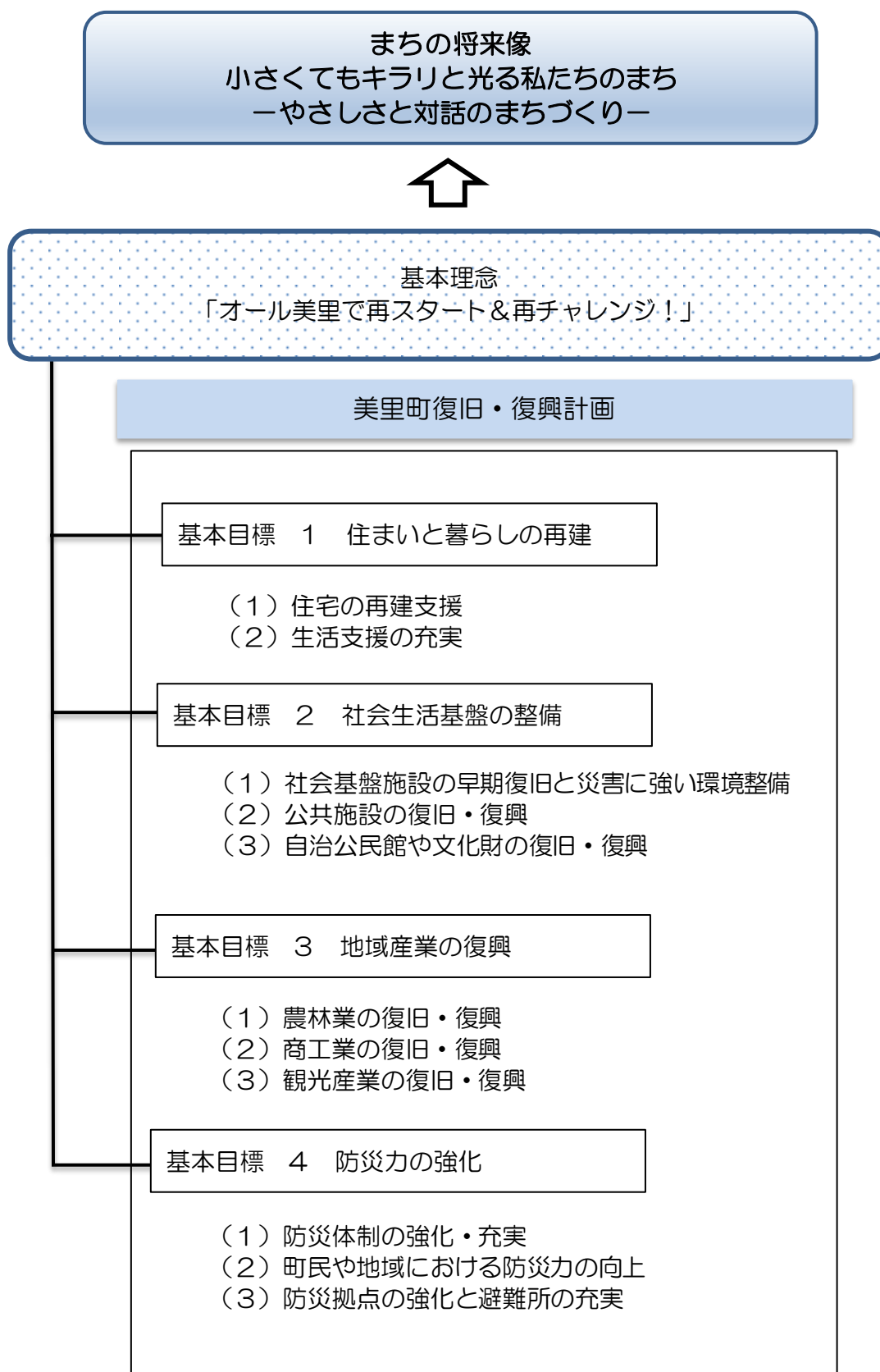
基本目標4 防災力の強化

今回の熊本地震及び豪雨災害を教訓とし、災害時に重要となる情報通信体制等の強化及び災害備蓄品の確保、防災拠点施設の機能充実を図ります。また、国、県、町をはじめ、住民、地区、団体、企業などの多様な主体の参画のもと、自助・共助・公助の連携による協働のまちづくりの推進により、ハード対策のみならずソフト対策も組み合わせながら、防災力を強化し、美里町第2次振興計画前期基本計画を推進するうえで、「防災対策の充実」を重点的に進めます。

さらに、地域防災計画を再検討し、より適切に、よりスムーズな災害対応ができるように見直しを行います。

3. 計画の施策体系

本計画の施策体系を以下に示します。



第4章 目標別計画

基本目標1 住まいと暮らしの再建

1. 復旧・復興に向けての課題

今回の熊本地震により、町内全域において1,100棟以上の住宅が被害を受け、住民生活に大小様々な影響が及んでいます。住民にとって住宅は最も重要な基礎的な生活基盤であるため、住まいとそこで営まれる暮らしの再建を支援することは喫緊の課題となっています。

特に、熊本地震発生前の住宅に居住することが困難になった被災者については、応急仮設住宅、みなし仮設住宅等で一時的な住宅の提供を行っているところですが、過去の大地震から見られたように、コミュニティの変化等による被災者の孤立対策、一時的住宅から恒久的住宅の再建に至るまでの支援等は重要な課題となります。

熊本地震発生前の住宅に住み続けている被災者についても、住宅の補修等に多大な経費を要しその生活に経済的な影響が及んでいるケースや、再度の大地震に家屋、宅地、宅地を支える石垣等が耐えられるかという不安を持っているケースが多数見られ、町にはその対応が求められています。

住民アンケート調査結果でも、「これからの暮らしにおいて不安に感じていること」では、「住宅の修理や新築に要する金銭面が不安」や「住宅（建物部分）が安全なのか不安」、「住宅の地盤（石垣や擁壁）が安全なのか不安」など、住まいに関することが上位を占めており、「町に期待していること」では、「生活の再建支援（経済的支援など）」が2位となるなど、住まいと暮らしの再建支援は最重要課題として取り組んでいかなければなりません。

また、震災の影響で体調を崩された方や様々なストレスを抱えた方などの心身の健康回復のための対応も含め、今後は、災害前の安定した暮らしを早期に回復するため、生活全般にわたって被災者の生活再建を目指すことが課題となっています。

2. 復旧・復興に向けての主要施策

(1) 住宅の再建支援

ア. 基本的方向

家屋被害により居住が困難となった被災者に対し、恒久的な住宅に移行するまでの応急的な住宅を提供し、一時的な居住の安定を図るとともに、災害公営住宅の整備等による恒久的な住まいへの移行に向けた支援を行います。

また、それ以外の被災者に対しても、被災前の安定した居住環境を早期に取り戻せるよう、被災住宅の修理、住宅の耐震診断や耐震改修、宅地の復旧に対する支援を行い、住宅の再建を促進します。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
応急仮設住宅建設事業	震災により住宅に被害を受け、自己の資力で住宅を取得することができない、又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を整備し、被災者へ提供することで、安心・安全な日常生活を確保します。※応急仮設住宅41戸提供済	町、県	H28 } H30
応急仮設住宅維持管理事業	応急仮設住宅に入居する被災者が恒久的な住宅に移行するまでの間、応急仮設住宅及び集会所の適切な維持管理を行い、入居者の安心・安全な生活環境を提供します。	町	H28 } H30

事業名	概要	実施主体	事業期間
恒久的な住まいの確保支援	応急仮設住宅入居期限満了後、自力で住まいの確保ができない方が住まいを確保できるよう災害公営住宅の整備による恒久的な住まいの確保支援に取り組みます。	町	H29 } H30
住宅応急修理事業	災害救助法に基づき、住宅が半壊以上の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理することにより、被害を受けた住宅での生活を回復し、居住環境の整備を図ります。	町、県	H28 } H29
被災住宅修繕支援	震災により被災した一部損壊住宅の必要な修繕工事について、経済的支援を行うことにより、被災者の住環境の復旧と日常生活の安定を図ります。	町	H28 } H29
震災損壊家屋等の解体処分支援事業	震災により半壊以上の判定を受けた一般住宅、アパート、事業所、店舗、倉庫、蔵等について、生活環境の保全と安心・安全を確保するため解体処分を行います。	町	H28 } H29
住宅耐震改修促進事業	将来の地震発生に備え、住民が自宅に安心して住み続けられるよう、住宅の耐震診断及び耐震改修の費用の一部を助成する事業を推進します。	町	H29
宅地被害復旧支援事業	震災により被害を受けた宅地や擁壁に起因する二次災害を防止し、早期復旧を支援するため、災害関連緊急事業・宅地耐震化推進事業・復興基金事業を活用し、所有者等が宅地の復旧工事を行う際の工事費の全部または一部を助成します。	町	H29 } H30
災害廃棄物の処理事業	震災により損壊した住宅等から発生した災害廃棄物の処理を迅速に行えるよう、臨時集積所を設置するとともに、宇城広域連合及び構成自治体と情報共有、連携しながら無料受入れを実施し、住民の生活環境の保全と安心・安全の確保を図ります。	町 広域連合	H28

(2) 生活支援の充実

ア. 基本的方向

被災者が安定的で自立した生活を営むことができるよう、生活再建に向けた各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、町税等や公的負担金の減免による経済的負担の軽減を図ります。

また、応急仮設住宅入居者の孤立を防ぐため、地域支えあいセンター等と連携した見守り活動や仮設団地におけるコミュニティ形成支援を行うとともに、関係機関等と連携しながら、健康・心のケアや各種相談事業の充実を図り、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を行います。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
災害に関する総合窓口の設置	法令等に基づく支援制度や助成制度の申請・利活用するための相談、また、国、県等をはじめとする各機関が行っている支援策の相談案内のための窓口を、中央庁舎住民課及び低用庁舎健康窓口課に設置し、被災者の生活再建に向けて総合的な支援を行います。	町	H28 } H29
被災者生活再建支援事業（支援金関係）	震災により大規模半壊以上の被害を受けた世帯（半壊解体世帯を含む）に対し、生活資金及び住宅等の再建のための助成として、被災者生活再建支援法に基づき、定められた支援金を支給するための申請受付を行い、被災世帯の生活再建を支援します。	町	H28 } H30

事業名	概要	実施主体	事業期間
義援金配分事業	県から配分される義援金と町へ寄せられた義援金について、対象被害に応じた配分額等を町義援金配分委員会で決定し、被災者にお届けすることで、被災者の生活再建を支援します。	町	H28 } H30
町税等の減免措置	損壊した家屋の被害程度に応じ、町税（固定資産税、住民税、国民健康保険税）や介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予又は減免を行い、被災者の生活支援を図ります。	町 広域連合	H28 } H29
被災家屋の評価額の見直し	震災により被害を受けた家屋について、被害の程度に応じ、修理が完了するまでの間の固定資産税評価額を減額補正（損耗減点補正）し、家屋所有者の固定資産税負担の軽減を図ります。	町	H29 } H32
医療費、介護サービス利用料の一部負担金免除	国民健康保険、後期高齢者医療保険の被災者に係る医療費及び介護保険の被災者に係る介護サービス利用料について、家屋の被害程度に応じ、一部負担金の免除、減免により、被災者の負担軽減を図ります。	町 広域連合	H28 } H29
保育料等の減免措置	保育園及び認定こども園に通園している児童及びその保護者が居住する住宅の被害状況に応じ、利用料の減免を行い、負担の軽減を図ります。	町	H28
応急仮設住宅等における生活支援事業	応急仮設住宅等における孤立を防ぐために、入居者へのきめ細やかな相談対応に努めるとともに、地域支えあいセンターや民生委員児童委員等との連携のもとで、入居者に対する見守り活動を実施し、被災者各自の生活の自立が図られるよう支援します。	町	H28 } H30
応急仮設住宅におけるコミュニティ形成支援	応急仮設住宅における孤立を防ぐため、入居者が集える場所の確保や入居者相互の交流機会をつくるなど、コミュニティ形成に向けた支援を進めます。	町	H28 } H30
心と身体の健康の確保	保健師や管理栄養士等の専門職員による戸別訪問等により、被災された方々の心と身体の健康状態の把握や熱中症、感染症、食中毒等の予防、栄養指導、運動指導を進めながら、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな心と身体のケア支援に取り組みます。	町	H28 } H32
子どもやその保護者の心のケア事業	震災や豪雨災害によりストレスを抱える児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組みます。また、美里町子どもと親の相談員及び心の教室相談員を配置し、児童生徒やその保護者を支える取り組みを行い、長期的、継続的な心のケアを行います。	町	H28 } H32

基本目標 2 社会生活基盤の整備

1. 復旧・復興に向けての課題

今回の熊本地震及び豪雨災害により、道路や上水道施設、生活排水処理施設などの生活基盤や、学校、体育館、文化施設などの公共施設、指定文化財に大きな被害を受けました。

特に道路については、概算被害額が約 18 億円に上るなど被害が甚大で、土砂流出や路肩崩壊等により、主要幹線道路である国・県道及び主要生活道路である町道において、19 箇所で行止めが発生しました。

現在、全面通行止めは一部を除き解除されたものの、車両や人の通行に支障をきたしているため、一刻も早い復旧が望まれています。

住民アンケート調査結果でも、「住まいと暮らし分野で町に期待すること」では、「国道・県道・町道などの主要道路の早期復旧」が1位であり、主要道路の復旧は重要な課題の一つとなっています。また、「災害に強いまちづくりのために町に期待すること」では、「災害に強い生活基盤の形成（道路や水道の再整備など）」が1位であり、災害時、非常時の対応力を高める観点から、災害に強いインフラ整備が求められています。

学校、体育館、文化施設などの公共施設については、天井などの非構造部材の被害が多くみられました。これらの公共施設は、子どもたちの健全育成に資する施設であるとともに、多くの人員が収容でき、災害時の避難所として使用されることから、安全で安心な拠点として整備しておく必要があります、早期復旧が必要です。

ただし、施設の復旧にあたっては、時代の変化を認識し、従来のように単に施設の更新を行うのではなく、将来を見据えた各施設の方向性を検討していく必要があります。

自治公民館等の各地域のコミュニティ拠点施設も被害を受けました。これらの施設は、地域のコミュニティ活動や緊急避難場所として重要な拠点であり、地域活動の希薄化を防ぐためにも早期に復旧する必要があります。

文化財においては、指定文化財13件（建造物9件、彫刻3件、史跡1件）が被害を受けました。文化財は、地域コミュニティにとって貴重な財産であり、適切な保存、整備を行い後世に伝承していく必要があるため、歴史的価値を損なわないような修復が必要です。

2. 復旧・復興に向けての主要施策

(1) 社会基盤施設の早期復旧と災害に強い環境整備

ア. 基本的方向

道路については、住民生活と経済活動に直結する施設であるため、国道や県道等の幹線と連結する主要な集落間道路や、集落にとって最低限必要とされる生活道路から優先して復旧させ、全体的にも住民生活への影響が最小限となるような計画的な復旧を行います。また、橋りょうについては長寿命化計画と点検結果に基づく補修及び補強に計画的に取り組み、災害に強い道路ネットワークの強化を図ります。

河川や山林については、危険個所の早期改善を行い、安全性を確保します。

上水道については、実施する老朽施設の更新に併せ、災害に強い施設整備を行います。

復旧・復興を進めるにあたって、町が実施主体とならない事業については、関係機関に早期かつ災害に強い復旧・復興を要請していきます。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
道路・橋りょう 災害復旧事業	道路や橋りょう等の生活基盤については、住民生活への影響が最小限となるよう、計画的な復旧に努めるとともに、機能強化に努めます。	町、県	H28 } H30
河川災害復旧事業	河川については、護岸等が崩壊し危険であるため、早期復旧を進め、安全性の確保に努めます。	町、県	H28 } H30
町道維持管理事業	生活道路である町道は災害時の道路ネットワークを確保するため、道路施設の補修や維持管理により機能維持を図るとともに、安全対策を行い、利用者の安心・安全を確保します。	町	H28 } H32以降

事業名	概要	実施主体	事業期間
橋りょう補修、補強対策事業	道路橋の老朽化に対応するため、長寿命化計画や橋りょう点検の結果に基づき補修、補強に取り組み、安全性の確保に努めます。	町	H28 } H32以降
上水道施設維持管理事業	上水道は重要なライフラインであり、住民生活になくてはならないものであるため、災害時の早期復旧に努めます。また、老朽化した水道施設については耐震化を含めた更新を計画的に行い、安定的に水道水を供給できる体制の整備を進めます。	町	H28 } H32以降
応急給水体制の強化	断水時により多くの場所で給水ができるよう、災害の規模に応じて、自衛隊や他の自治体からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置します。	町	H28 } H32以降
廃棄物処理施設災害復旧事業	震災により損壊した合併処理浄化槽本体や流入放流管、エア管などの廃棄物処理施設の早期復旧を行い、市町村設置型による合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水処理体制の充実に取り組みます。	町	H28 } H32以降
治山自然災害復旧事業	震災及び豪雨災害により山林が崩壊し、道路や住家にまで被害をもたらしていることから、県営治山事業等を活用し早期復旧に努め、道路の災害復旧の加速化及び住環境の回復につなげます。	町、県	H28 } H31

(2) 公共施設の復旧・復興

ア. 基本的方向

災害時、役場庁舎等の公共施設はあらゆる対応において重要な防災拠点であり、住民生活に欠かせない機能を有する施設であることから、非常時に機能が果たせるような機能強化に取り組みます。

また、学校教育施設は子どもたちの健全育成に資する施設であると同時に災害時の避難所としても重要な役割を担う施設であり、体育施設や文化施設はスポーツや文化事業を通じた世代間交流や地域コミュニケーションの機会創出の場であるため、早期復旧と併せて非構造部材の耐震化にも取り組みます。

ただし、施設の復旧にあたっては、美里町公共施設等マネジメント計画に基づき各施設のあり方を検討します。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
役場庁舎の防災機能強化	災害時、役場庁舎はあらゆる対応において重要な防災拠点であり、住民生活に欠かせない機能を有する施設であることから、機能強化に取り組みます。	町	H28 } H32
学校教育施設復旧事業	学校教育施設は、子どもたちの健全育成に資する施設であることはもとより、災害時の避難所としての役割も担うため、早期復旧に努めるとともに非構造部材の耐震化を行い、児童生徒が安心して学べるよう、教育環境を整備します。	町	H28

事業名	概要	実施主体	事業期間
社会体育施設復旧事業	社会体育施設は、スポーツを通じた地域コミュニケーションの機会創出の場であり、特に、美里町総合体育館においては学校の体育活動でも使用するため早期復旧に努めるとともに、非構造部材の耐震化を行います。	町	H28 } H29
社会教育施設復旧事業	社会教育施設は、美里町公民館西分館敷地や美里町文化センターの照明等に被害が生じており、生涯学習や文化事業において、安全な利用環境を提供できるよう早期復旧を進めます。	町	H28 } H30

(3) 自治公民館や文化財の復旧・復興

ア. 基本的方向

自治公民館等の地域コミュニティ施設は、地域のコミュニティ活動の重要な拠点であり、緊急避難場所としても活用できるため、早期復旧の支援を行います。

また、指定文化財については、各種別、被害状況に応じ、歴史的価値を損なわないように修復を行うことにより、保護・伝承に取り組みます。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
自治公民館再建支援事業	地域住民の福祉向上とコミュニティ活動の推進を図るため、自治公民館再建支援事業を活用し、被災した自治公民館を所有する認可地縁団体等に対し、建替及び修繕に要する経費に対する助成を行い、復旧を支援します。	町	H28 } H32以降
指定文化財復旧事業	震災により被害を受けた指定文化財については、各種別、被害状況に応じ、歴史的価値を損なわないように早期修復を行い、保護・伝承に取り組みます。	町	H28 } H32以降

基本目標 3 地域経済の復興

1. 復旧・復興に向けての課題

今回の震災及び豪雨災害は、町内の産業施設に大きな被害をもたらし、地域経済にも影響を与えました。

特に、農地、農業用施設（農道、用水路、ため池等）などの農業基盤への被害は甚大で、農地については、畦畔を含む法面崩壊や河川氾濫による土砂流入等が 1,700 箇所以上発生するなど、農業基盤全体での概算被害額は 10 億円にも上っています。これにより、農産物の生産に支障をきたしているため、一刻も早い復旧が望まれています。また、農業用倉庫等にも被害が出ており、農業経営の再建支援が課題となっています。

また、有害獣の侵入防止柵も豪雨により流失するなど、有害獣の侵入による農作物被害も発生しています。しかし、農業基盤の復旧を待たなければ侵入防止柵を設置できないという問題も存在します。

林道等の林業施設については、震災及び豪雨災害により山腹及び路肩の崩壊等が 81 箇所発生しており、概算被害額が 3.5 億円に上るなど甚大な被害を受けています。木材生産、間伐等の育林事業に支障をきたすとともに、一部の路線は迂回路として活用されていることから早期復旧に取り組む必要があります。

商工業は、商品の損傷や施設の損壊などによって、売上の減少や店舗の修復費用などに経営不

安を抱える事業者に対する支援が必要となっています。地域経済の安定には、中小企業や事業所等の一刻も早い回復が不可欠であり、町の復興のためには地域の商工業を従前の状況以上に活性化させ、賑わいを創出することが課題となっています。停滞した機運を払拭し、まちの活力を取り戻すためにも、復興、風評被害払拭につながるイベント等を積極的に開催していく必要があります。

2. 復旧・復興に向けての主要施策

(1) 農林業の復旧・復興

ア. 基本的方向

農林業の再開に向け、農地及び農林業施設の災害復旧工事の早期完了を目指すとともに、有害獣侵入防止柵の設置支援や農業経営の再建及び経営を維持していくための支援に取り組みます。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
農地・農業用施設災害復旧事業	被災した農地及び農業用施設について、復旧工事の早期完了を目指し取り組むとともに、自力で復旧した農業者に対しても美里町土地改良事業補助金制度を活用し、復旧に要する費用の一部を助成し、被災農家の農業再開に向けた支援を行います。	町	H28 } H30
有害獣侵入防止柵復旧支援事業	流出等の被害を受けた有害獣侵入防止柵の復旧支援として、農地及び農業用施設の災害復旧状況を見ながら、美里町有害獣被害防止対策事業補助金を活用した設置支援を推進し、農産物の獣害防止に取り組みます。	町	H28 } H32
農業経営再建支援事業	熊本地震により被災した農業者に対し、農業経営の再建及び経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等に要する経費について、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業を活用して、緊急的に支援します。	町	H28 } H29
林業施設災害復旧事業	被災した林業施設の復旧については、開設中の林道や、災害時を想定した迂回路としての整備を森林整備計画に位置付けた林道を優先的に復旧し、停滞した木材生産などの機能回復による林業振興及び迂回路機能の回復による住民の安心・安全を確保します。	町	H28 } H30

(2) 商工業の復旧・復興

ア. 基本的方向

商工業の早期復旧のため、被災した事業者の資金調達に係る負担軽減、個店及び商店街、事業所の復興に対する支援、消費需要を喚起する取組みへの支援を行い、経営の安定化を図ります。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
中小企業事業者支援事業	被災を受けた中小企業事業者の安定経営を支援するために金融機関や商工会等と連携し、事業用融資に伴う利子補給を行うことにより、復興と経営力強化のための資金繰り及び事業拡充意欲を促し、地域経済の復興を図ります。	町 商工会	H28 } H32以降

事業名	概要	実施主体	事業期間
プレミアム付商品券の発行事業	震災や豪雨災害により停滞した消費需要を喚起するため、商工会が行うプレミアム付商品券の発行を支援し、地域経済の活性化と商工業の振興を図ります。	町 商工会	H28 } H32以降
中小企業等への情報提供	被災を受けた中小企業等の事業再開を支援するため、経営、資金繰り、施設復旧等に対し、商工会等と協力し相談を受けるとともに、各災害復旧制度の情報提供を行います。	町 商工会	H28 } H32以降

(3) 観光産業の復旧・復興

ア. 基本的方向

関係機関と連携しながら観光復興イベントや、観光客の受入態勢の整備に取り組み、風評被害を払拭するとともに、本町の魅力や情報を県内外に発信し、地域一丸となったイメージアップと積極的な観光復旧・復興対策に取り組みます。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
復旧・復興につながるイベント等の開催	風評被害等により減少した交流人口の拡大や、震災により停滞した機運を払拭し、まちの活力を取り戻すため、各主体と連携しながら、既存のイベントを復興イベントと位置付け、まちの元気を取り戻します。	町	H28 } H32以降
観光アプリ整備活用による正確かつ積極的な観光情報発信	災害により観光客が減少するなど、間接的被害が発生していることから、観光アプリを整備活用するとともに、各種媒体を活用したPR及び正確かつ積極的な情報発信を行い、観光面の風評被害防止を進めます。	町	H28 } H32以降

基本目標4 防災力の強化

1. 復旧・復興に向けての課題

今までに経験のない震災、それに追い打ちをかける豪雨災害は、避難所の運営、物資の調達、災害時の情報伝達手段確保などの防災体制に大きな教訓を残しました。

住民アンケート調査結果によると、避難所に避難された方が過ごした場所は「屋外で車の中」が過半数を占めており、避難所のあり方を再検討する必要があります。また、「災害に強いまちづくりのために町に期待すること」では、「住民への情報伝達手段や避難計画策定に向けた取り組み」や「防災拠点の強化、避難所の充実」、「防災力の向上のための体制づくり（意識の向上や自主防災組織の育成）」などの回答が多く、防災力の強化が望まれています。

今後のまちづくりを進めるにあたっては、消防団や地域コミュニティ活動の重要性が発揮され、震災、豪雨災害の被害を最小限に抑えるためには、行政をはじめそれぞれの主体が災害への対応力を高め、協働のまちづくりを実践することが大切であることも再認識されました。

今後は、今回の震災及び豪雨災害の経験、教訓を活かし、防災力の強化を図るため、地域防災計画の検証、見直しによる防災体制の整備を行うなど、日頃から災害に強い、そして災害発生時も十分な対応が可能な防災機能と防災基盤の整備に努める必要があります。

2. 復旧・復興に向けての主要施策

(1) 防災体制の強化・充実

ア. 基本的方向

今回の震災及び豪雨災害の十分な検証を行ったうえで、地域防災計画を見直し、防災体制の強化を図ります。

また、災害時の人的被害を未然に防ぎ、被害を最小限に止めるため、ハザードマップを整備し災害発生時の対応力の強化を図ります。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
地域防災計画の見直し	今回の地震及び豪雨災害を教訓とし、十分な検証を行い、災害予防、災害応急対策がより充実強化されるように地域防災計画の見直しを行います。	町	H29 } H30
ハザードマップの作成	災害時における人的被害を未然に防ぐため、ハザードマップを作成・活用し、住民自ら避難行動をおこせるように住民への周知を行います。	町	H29 } H30
情報伝達手段の充実	住民アンケートでは防災行政無線による情報入手が過半数を占めるなど町内全域に一斉に情報提供する最も重要なツールであるため、防災行政無線の維持管理や老朽化による機器更新と合わせた機能強化を図ります。また、住民が情報をより入手しやすくなるように、ICTを活用した多様な情報伝達手段の検討に取り組みます。	町	H29 } H32
ボランティア受入体制の充実	被災者が災害前の安定した暮らしを早期に回復できるよう、美里町社会福祉協議会と協働によりボランティアセンターの運営や災害時の受入体制の充実を図ります。	町 社会福祉 協議会	H29 } H32以降
生活物資の確保 供給体制の整備	災害時において、食糧等を安定的に確保するため、民間事業者と物資援助協定を結ぶなど、安定的に確保できる体制や供給体制の整備を進めます。	町	H28 } H32
全国の自治体からの人的支援に対する調整	全国の自治体からの人的支援の協力内容等を確認し、復旧・復興に必要とする行政需要と照らし合わせながら合致する自治体との調整を図り、迅速かつ効率的な支援を受けられる体制づくりを行い復旧・復興の早期実現を目指します。	町	H28 } H30

(2) 住民や地域における防災力の向上

ア. 基本的方向

防災訓練や研修会など、さまざまな機会をとらえた普及啓発の取り組みを行い、災害から自分の身を守るための知識の習得や、家庭での備えが促進されるような取り組みを進めるとともに、震災及び豪雨災害の教訓が将来の世代まで受け継がれるよう、復旧・復興へのプロセス等を記録保存し、住民の防災への意識を醸成します。

また、災害発生時における地域の支援体制の構築を進めるため、各地域における自主防災組織の結成の推進、組織育成のための支援を行い、地域の主体的な支えあい活動を促進します。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
地域防災訓練の実施	今回の震災や豪雨災害を踏まえた地域防災訓練の実施及び自主防災組織を中心とした地域防災体制の強化、地域住民の防災意識の向上を図る活動を支援します。	町	H29 } H32以降
消防団・自主防災組織の育成	災害後の初動体制や緊急時の迅速な対応を行うため、消防団や地域の自主的な防災組織の組織強化と育成を図り、防災意識の醸成や災害発生時に備えた訓練を計画的に行い、地域等の自主防災・緊急時体制を確立します。	町	H28 } H32
震災及び豪雨災害記録の作成	今回の震災や豪雨災害に関連する資料を収集し、デジタル化したうえでデジタルアーカイブシステムに保存し、インターネットを通じて情報発信することで、地域住民の防災に対する意識を醸成し、防災力の向上に努めます。また、震災や豪雨災害の経験を後世に伝承します。	町	H28 } H31

(3) 防災拠点の強化と避難所の充実

ア. 基本的方向

役場庁舎は防災拠点としての重要性が再認識されたことから、防災拠点としての機能を十分発揮できるよう機能の強化を図ります。また、避難所運営に関する検証を行い、避難所の充実も含め、避難所のあり方について見直しを行います。

イ. 主要な事業

事業名	概要	実施主体	事業期間
役場庁舎の防災機能強化	災害時、役場庁舎はあらゆる対応において重要な防災拠点であり、住民生活に欠かせない機能を有する施設であることから、機能強化に取り組みます。(再掲)	町	H29 } H32
備蓄体制の整備	今回の震災及び豪雨災害を通し、災害発生直後における非常用物資備蓄の必要性を再認識させられたことから、各家庭においても平時より災害時に備えた食料品・生活必需品の備蓄について啓発を行うとともに、最低限の備蓄ができるよう、備蓄倉庫の整備を検討します。	町	H30 } H32
避難所の位置づけの検討	より地域の実情に応じた形になるよう、地域と連携し、自治公民館の避難所としての活用について検討するとともに、現行の指定避難所の位置づけについても再検討します。	町	H28 } H30
避難所の機能強化	熊本地震により被害を受けた指定避難所の復旧を早期に行うとともに、非構造部材等の耐震化の実施や通信機能の整備を検討し、非常時に機能を果たせる避難所を目指します。	町	H29 } H30
避難所等の職員体制・対応力の強化	災害時に、避難所の開設・運営をはじめとする初動からの要員を確保するため、非常時における体制を検討するとともに、各職員の平常時における教育・訓練を強化し、職員の意識と対応力の向上を図ります。	町	H29 } H30

第5章 復旧・復興の推進

熊本地震及び豪雨災害からの一日も早い復旧・復興を目指し、町に関わるすべての方々や関係団体、行政の協働による取り組みを推進するとともに、必要な財源の確保を図ります。

1. 計画の推進体制

本計画を効率的・効果的に進めていくために、庁内において、町長、副町長、教育長、管理職を中心として情報を共有し、その情報をさらに全ての職員が共有することで、復旧・復興に向けて全力で取り組むことができる体制づくりを進めます。

また、本計画の基本理念である「オール美里で再スタート&再チャレンジ!」のもと、議会にも協力を仰ぎ、住民や町に関わる全ての方や関係団体にも可能な限り協力や参画してもらうことで、早期の復旧・復興を実現させます。

2. 持続可能な財政運営と整合する復旧・復興計画の推進

本計画に掲げた施策について、国・県の支援の動向を踏まえた財政規模等を見極め、事業実施による財政への影響を適切に把握・管理しながら、財政面での展望を見据えた実効性のある計画の推進を図ります。

また、国・県に対し財政支援を求めるとともに、事務事業の総合的な見直し及び歳出削減、歳入向上につながる行財政の運営、債権管理を徹底し、復旧・復興に要する財源の確保に努め、持続可能な財政運営と整合する復旧・復興計画の推進を図ります。

3. 復旧・復興実施計画による計画的な推進

本計画の基本目標を着実に実現していくため、復旧・復興計画のアクションプログラムとなる実施計画の中で、復興に向けて取り組む具体的な事業やスケジュール等を明らかにし、計画的に推進するとともに、計画の実効性を確保するため、毎年度の進捗管理に取り組みます。

また、計画期間内において、国・県による支援制度の拡充や新設、社会情勢や事業の進捗などの状況変化があった場合は、柔軟に対応しながら本計画を推進します。